

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者福祉システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山陽小野田市は、障害者福祉システムにおける特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県山陽小野田市

公表日

令和3年11月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき障害者通所給付費等の資格の異動や認定を行っている。 ・身体障害者福祉法に基づき手帳の管理やサービス等の資格の異動を行っている。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当の資格の異動や認定を行っている。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、障害福祉サービス等の資格の異動や認定を行っている。 ・療育手帳交付に関する事務 <p>・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種障害者手帳にかかる資格の異動 ②障害福祉サービスの認定
③システムの名称	障害者福祉システム並びに宛名管理システム及び中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第一の7の項、8の項、11の項、12の項、33の3の項、34の項及び84の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第11条、第12条、第25条及び第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に障害者(児)福祉に関する情報が含まれる項(15、26、50、56の2、57及び87の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に障害者(児)福祉に関する情報が含まれる項(26、56の2及び87の項) ・番号法第19条第8号、別表第二10の項 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9、10、11、15、20、53、67、68、69、85、108、109及び110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山陽小野田市 福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山陽小野田市 総務部 総務課 法制係 (電話)0836-82-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山陽小野田市 福祉部 障害福祉課 障害福祉係 (電話)0836-82-1170

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき障害者通所給付費等の資格の異動や認定を行っている。 ・身体障害者福祉法に基づき手帳の管理やサービス等の資格の異動を行っている。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当の資格の異動や認定を行っている。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、障害福祉サービス等の資格の異動や認定を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。 ①各種障害者手帳にかかる資格の異動 ②障害福祉サービスの認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき障害者通所給付費等の資格の異動や認定を行っている。 ・身体障害者福祉法に基づき手帳の管理やサービス等の資格の異動を行っている。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく経過的福祉手当の資格の異動や認定を行っている。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、障害福祉サービス等の資格の異動や認定を行っている。 ・療育手帳交付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルは次の業務に使用している。 ①各種障害者手帳にかかる資格の異動 ②障害福祉サービスの認定 	事前	—
令和3年11月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第一の8の項、11の項、12の項、34の項及び84の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第11条、第12条、第25条及び第60条	番号法第9条第1項並びに別表第一の7の項、8の項、11の項、12の項、33の3の項、34の項及び84の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第11条、第12条、第25条及び第60条	事前	—
令和3年11月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に障害者(児)福祉に関する情報が含まれる項(15、26、50、56の2、57及び87の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に障害者(児)福祉に関する情報が含まれる項(26、56の2及び87の項) (別表第二における情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・9、10、11、15、20、53、67、68、69、85、108、109及び110の項 	(別表第二における情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に障害者(児)福祉に関する情報が含まれる項(15、26、50、56の2、57及び87の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に障害者(児)福祉に関する情報が含まれる項(26、56の2及び87の項) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二10の項(別表第二における情報照会の根拠) ・9、10、11、15、20、53、67、68、69、85、108、109及び110の項 	事前	—